

## 小坂町空き家片づけ事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効利用を図るとともに、空き家情報への物件登録推進を図るため、空き家にある家財道具等の処分運搬及び屋内の清掃（以下「片づけ」という。）に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、小坂町財務規則（平成24年小坂町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることとする。

### (定義)

第2条 この要綱において空き家とは、小坂町空き家・空き地バンク設置要綱（以下「空き家バンク要綱」という。）第2条第1号に規定する空き家のうち、空き家バンク要綱第4条の規定により登録された物件とする。

### (対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特別な事情があると認める者は、この限りではない。

- (1) 当該空き家の所有者または購入者等で、双方が三親等以内の親族でない者
- (2) 補助金に係る空き家を小坂町空き家・空き地情報バンクを通じて売却または賃貸するまでの間、継続して1年以上小坂町空き家・空き地情報バンクに登録する意思を有する者または当該空き家に補助金の交付を受けた日から1年以上定住する意思を有する者
- (3) 当該空き家の所有者または購入者等が、小坂町暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に定める暴力団員でない者

### (補助対象経費、補助額)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。この場合において、補助額は10万円を限度とする。

- (1) ごみ処理手数料
  - (2) ごみ収集及び運搬に係る経費
  - (3) 特定家庭用機器リサイクル料
  - (4) 清掃及び家財処分等の委託等に係る経費
  - (5) その他町長が必要と認める経費
- 2 前項の規定により算出した補助対象経費に次に掲げる経費が含まれるときは、これを除いた残りの経費を補助対象経費とする。
- (1) 国、県又は町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費
  - (2) その他町長が補助対象経費として適当でないと認める経費
- 3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額を補助額とする。

4 この補助金は、同一の空き家に対して、1回限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 前条第1項に規定する片づけに対する補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小坂町空き家片づけ事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 同意書(様式第2号)

(2) 当該空き家を購入または借り受ける者が申請する場合は、空き家の売買契約書または賃貸借契約書の写し

(3) 空き家の片づけに係る領収書の写し

(4) 空き家の片づけの着手前及び完了後の写真

(5) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容の精査及び現地調査を行い、補助要件に適合しているかを審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付けまたは申請事項に修正を加えることができる。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及び条件を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知書をもって、交付の額の確定通知とみなす。

(補助金交付決定の辞退)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、当該通知に係る補助金の交付決定内容またはこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に決定を辞退することができる。

2 前項の規定による辞退または自己都合による辞退をする場合は、小坂町空き家片づけ事業補助金交付決定辞退届(様式第3号)により届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があったときは、補助金の申請及び交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の請求)

第8条 第6条第3項の規定により交付額の確定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、小坂町空き家片づけ事業補助金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第9条 町長は、前条の請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金交付決定の取消し、もしくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、やむを得ない特別の事由

があると認めるときは、これを減額し又は免除することができる。

2 町長は、前項の規定により取り消し又は返還を命ずるときは、小坂町空き家片づけ事業補助金返還通知書（様式第5号）により交付決定者に通知する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和5年要綱第37号）

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。